

富 士 見 市
安全安心なまちづくり
防 犯 推 進 計 画

(平成 29 年度～令和 8 年度)

富 士 見 市

平成 29 年 4 月

令和 4 年 3 月見直し

目 次

第1章 趣旨と現状

- 1 計画見直しの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本市の犯罪情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の見直しにあたり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 前期期間中の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第2章 計画の基本方針と目標

- 1 犯罪を起こさせにくい環境づくりの推進・・・・・・・・ 16
- 2 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第3章 推進施策

- 1 防犯施策の体系について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

- 2 市民協働の取り組み
 - I 地域防犯力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (1) 自主防犯活動の推進
 - (2) 子どもの安全確保
 - (3) 地域の防犯意識の醸成
 - II 事業者の防犯対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (1) 事業者の防犯対策の推進

- 3 市の施策
 - III 防犯意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (1) 防犯意識の高揚
 - IV 防犯環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (1) 安全な地域環境の整備
 - (2) 防犯機器（防犯カメラ等）の普及と活用
 - V 犯罪弱者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (1) 子どもの防犯対策
 - (2) 高齢者を狙った特殊詐欺・悪質商法等対策
 - (3) 女性を狙った犯罪の防止
 - (4) 犯罪被害者等への支援
 - VI 関係機関との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (1) 関係機関・団体との連携と情報共有

第1章 趣旨と現状

1 計画見直しの趣旨

本市は、平成19年に施行した「富士見市安全安心なまちづくり防犯条例」に基づき、平成29年に「富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画(平成29～38年度)」(以下「防犯計画」と言います。)を策定しました。

防犯計画に基づく、市民団体、市民、事業者及び警察との連携、協働による取り組みにより、平成29年から令和3年までの期間中、市内における刑法犯認知件数^(注1)は、約39%減少するなど着実な成果を収めました。

一方、主に高齢者を狙った複雑かつ巧妙化する特殊詐欺^(注2)や、子どもに対する声かけ事案^(注3)、女性を狙った犯罪等への対応は、令和4年度からの期間に向けて取り組みを強化する必要があります。

このたび、計画の中間年度を迎えるにあたり、犯罪のない安全安心なまちづくりを一層推進するため、防犯計画の見直しを行うものです。

(注1) 刑法犯認知件数

刑法犯の総数から交通関係の業務上(重)過失致死傷罪を除いたもので、その発生を警察が確認した件数。

(注2) 特殊詐欺

犯人が電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取るほか、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪(現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗を含む。)の総称。

(注3) 声かけ事案

犯罪行為には至らないが、「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案。

2 本市の犯罪情勢

① 刑法犯認知件数は減少傾向

本市における刑法犯認知件数は、防犯計画策定時の平成 29 年では 1,002 件でしたが、令和 3 年では、新型コロナウイルス感染症のまん延による外出自粛等の影響があると推測されますが 607 件となり、5 年間で 395 件と大きく減少（約 39%の減少）しています。

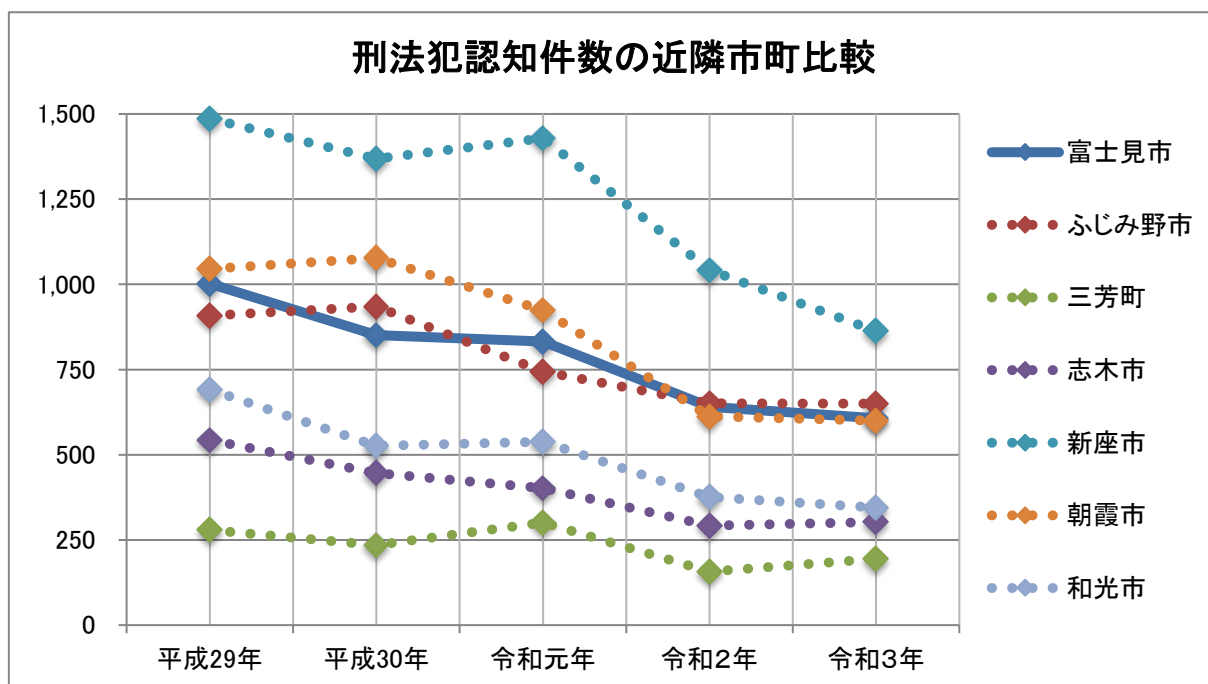
なお、埼玉県全体の減少率は約 37%（63,383 件から 40,166 件）で、本市は埼玉県全体より高い減少率となっています。

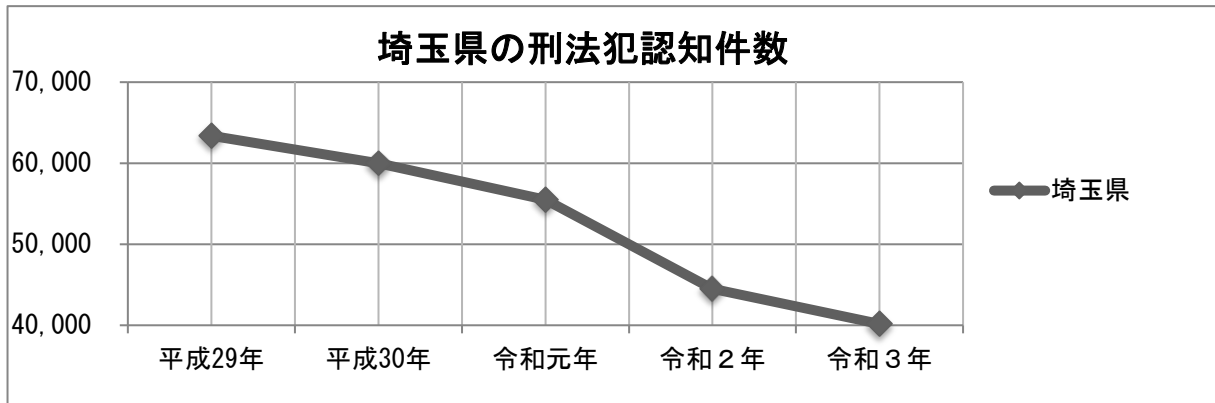
刑法犯認知件数の推移

(単位：件)

自治体名	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
富士見市	1,002	851	832	641	607
ふじみ野市	908	935	744	651	650
三芳町	279	235	301	157	194
志木市	543	446	402	292	302
新座市	1,486	1,369	1,429	1,042	863
朝霞市	1,045	1,077	924	612	600
和光市	691	526	538	376	345
埼玉県	63,383	60,001	55,497	44,485	40,166

刑法犯認知件数の近隣市町比較





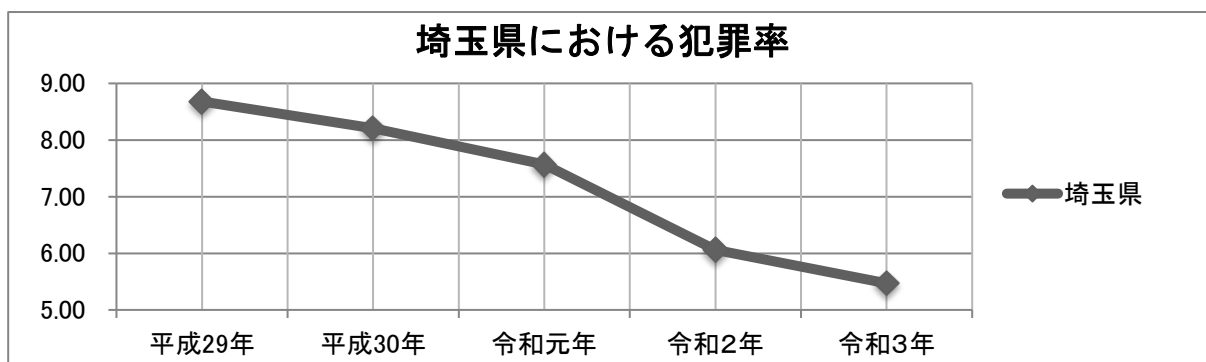
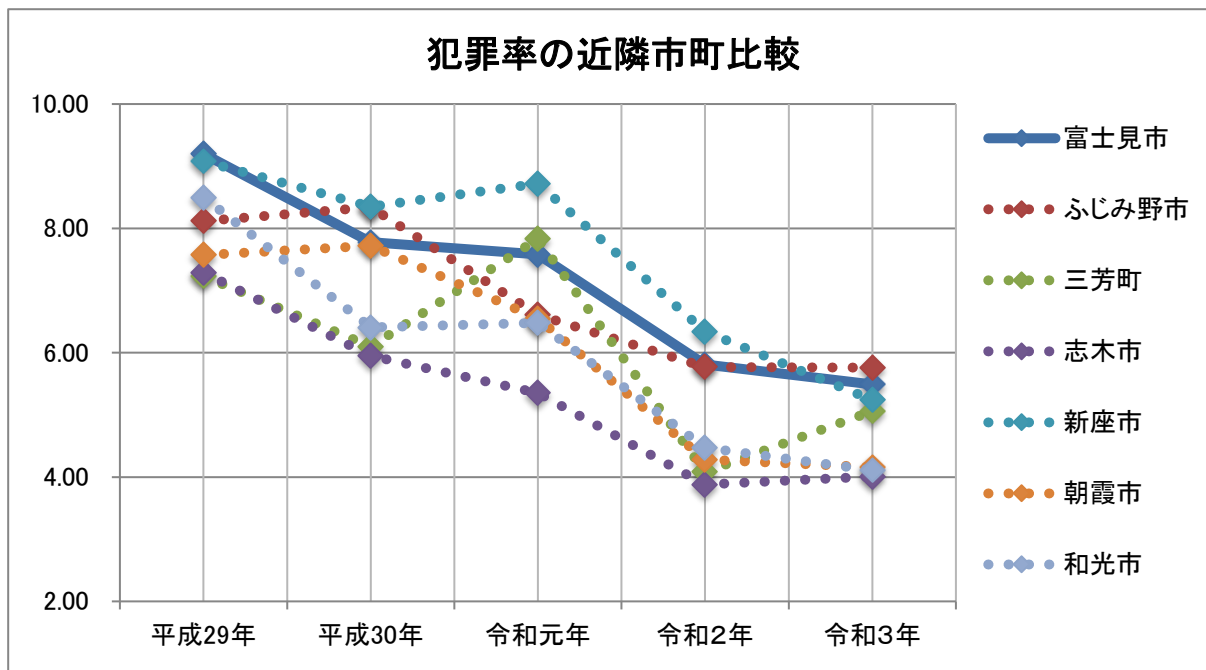
② 人口千人当たりの刑法犯認知件数（以下、「犯罪率」と言います。）は減少傾向

本市における犯罪率は、防犯計画策定時の平成29年では9.20件でしたが、令和3年には5.49件となり、5年間で約40%減少しています。ここにも刑法犯認知件数と同様、新型コロナウイルス感染症のまん延による外出自粛等の影響があると推測されます。

犯罪率の推移

(単位：件)

自治体名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
富士見市	9.20	7.78	7.58	5.81	5.49
ふじみ野市	8.12	8.34	6.61	5.77	5.76
三芳町	7.23	6.10	7.83	4.08	5.06
志木市	7.29	5.95	5.35	3.88	4.01
新座市	9.08	8.35	8.72	6.34	5.24
朝霞市	7.57	7.72	6.55	4.28	4.16
和光市	8.50	6.41	6.48	4.47	4.11
埼玉県	8.68	8.21	7.57	6.06	5.47



③ 街頭犯罪のうち最も多い自転車盗

本市における街頭犯罪^(注4)認知件数は、平成29年では499件(刑法犯全体の約50%)でしたが、令和3年には184件(刑法犯全体の約30%)と5年間で約63%減少しています。東入間警察署管内の他市町(ふじみ野市、三芳町)でも同様の減少傾向です。ここにも刑法犯認知件数と同様、新型コロナウイルス感染症のまん延による外出自粛等の影響があると推測されます。

街頭犯罪のうち、最も多いのは自転車盗で、平成29年では395件(街頭犯罪の約79%)でしたが、令和3年には140件(街頭犯罪の約76%)と約65%減少しています。

なお、令和2年に被害に遭った自転車の約58%は未施錠で、盗難場所で最も多いの

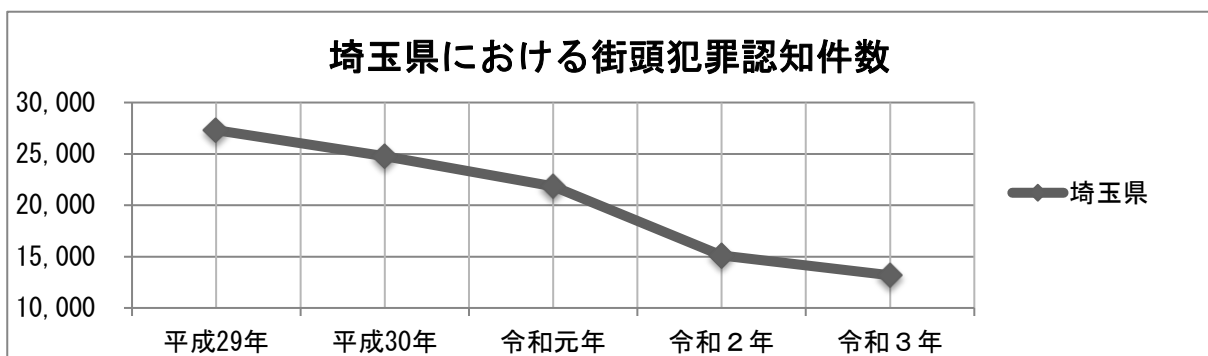
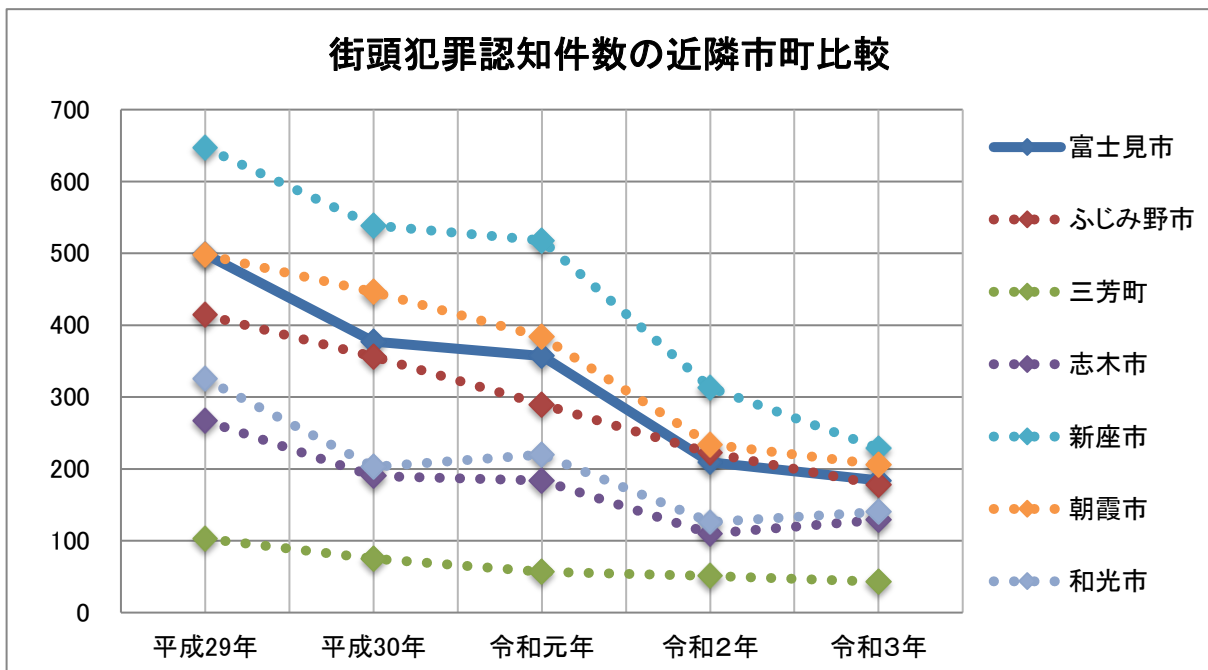
は駐車（輪）場、次いで一戸建住宅・共同住宅等となっています。

(注4)街頭犯罪
 刑法犯のうち、主に街頭にて発生する犯罪の総称。

街頭犯罪認知件数の推移

(単位：件)

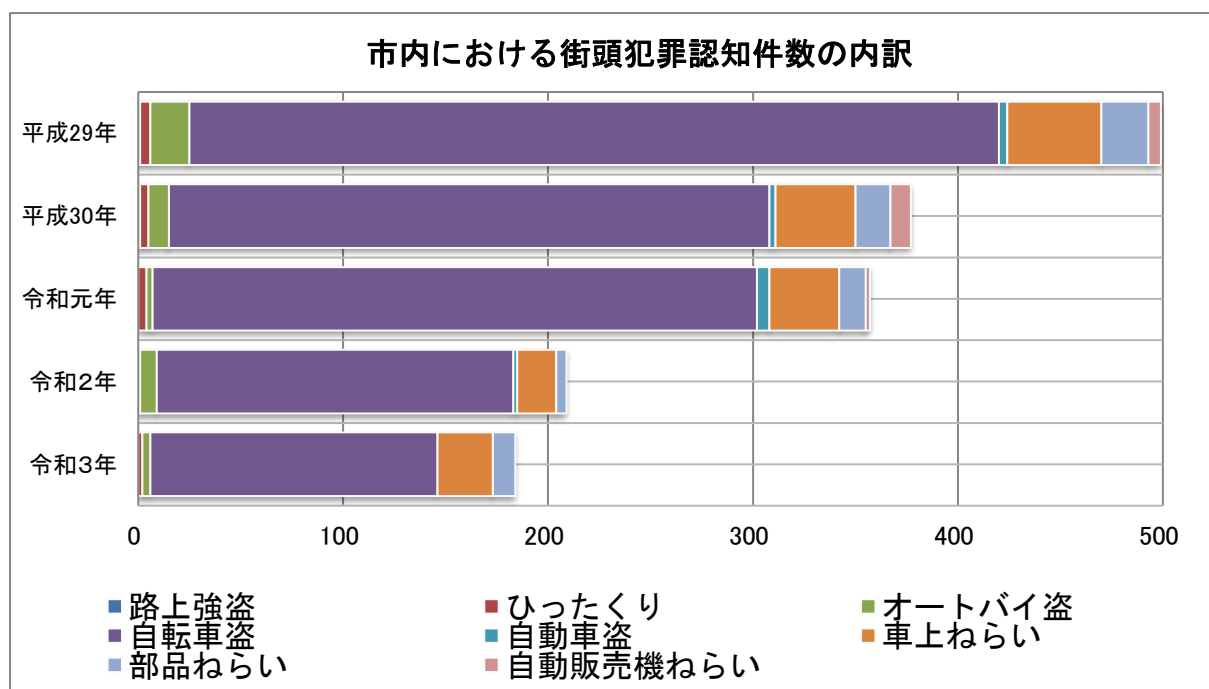
自治体名	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
富士見市	499	377	357	209	184
ふじみ野市	414	356	290	222	178
三芳町	103	75	57	51	43
志木市	267	190	184	110	129
新座市	647	539	518	313	229
朝霞市	498	446	384	234	206
和光市	325	203	220	126	140
埼玉県	27,306	24,759	21,852	15,117	13,182



市内における街頭犯罪認知件数の内訳推移

(単位：件)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
路上強盗	1	1	0	0	0
ひったくり	5	4	4	1	2
オートバイ盗	19	10	3	8	4
自転車盗	395	293	295	174	140
自動車盗	4	3	6	2	0
車上ねらい	46	39	34	19	27
部品ねらい	23	17	13	5	11
自動販売機ねらい	6	10	2	0	0
合計	499	377	357	209	184



自転車等の発生場所別推移

(単位：件)

発生場所	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
一戸建住宅・共同住宅等	102	83	67
駐車（輪）場	156	172	82
道路上	20	28	17
その他	15	12	8

④ 特殊詐欺被害の発生状況（被害件数、予兆通報）は増加傾向

本市における、特殊詐欺の発生状況は、依然として減少していません。

平成29年（15件：2,304万円）と比較して、平成30年は被害件数、金額ともにほぼ倍増（29件：4,814万円）しており、令和元年に減少したものの、令和3年においては、被害件数、被害金額ともに再び増加しています。

また、ここ最近では、現金やキャッシュカードを直接手渡しさせたり、ATMに誘導した上で被害者自身にATMを操作させる等、特殊詐欺の手法も多様化しています。

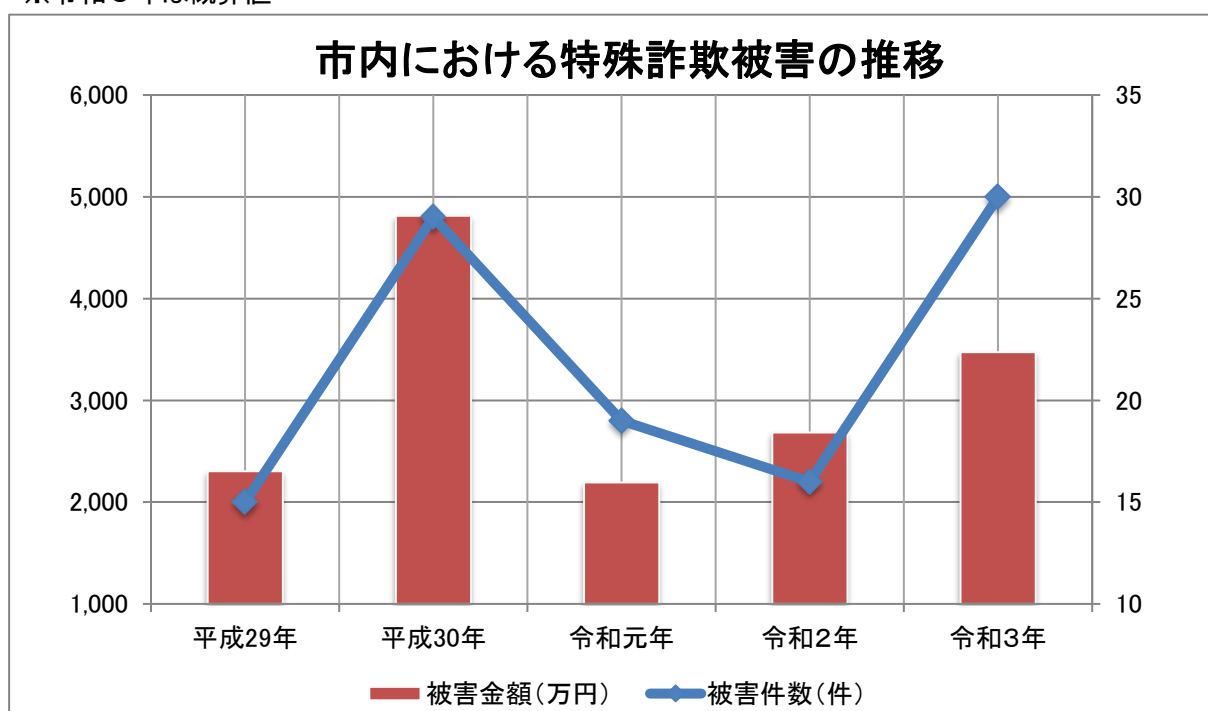
特殊詐欺被害の推移

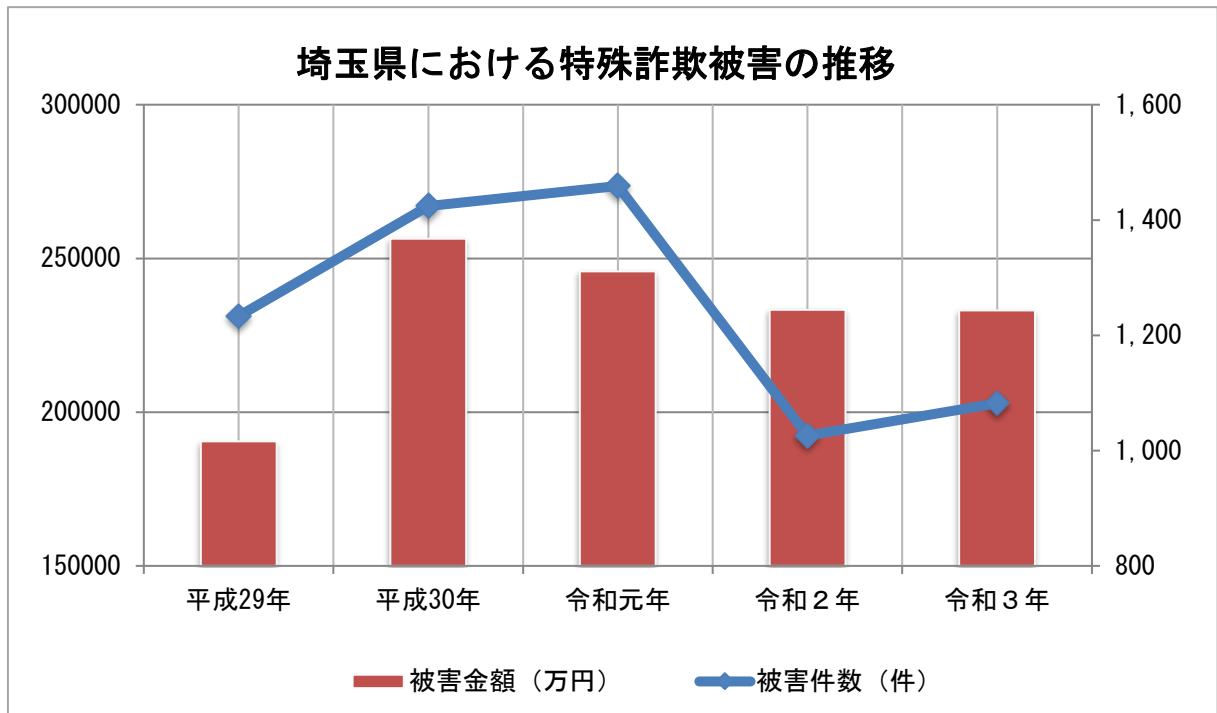
	項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
富士見市	被害件数 (単位：件)	15(0)	29(1)	19(3)	16(2)	30(5)
	被害金額 (単位：万円)	2,304	4,814	2,194	2,683	3,472
埼玉県	被害件数 (単位：件)	1,233(94)	1,424(79)	1,459(110)	1,026(89)	1,082(70)
	被害金額 (単位：万円)	190,536	256,395	245,776	233,287	233,089

※被害件数の（ ）内は未遂件数（内数）

※被害金額は千円以下切り捨て

※令和3年は概算値





特殊詐欺の手口

オレオレ詐欺	「オレだよ、オレ。」等と息子や孫、夫、甥など、肉親を装って電話をかけ、『交通事故の示談金』『借金の返済』『会社の金を使い込んだ』『副業で赤字を出した』『異性との手切れ金』等を理由に現金を指定口座に振り込むよう依頼して、お金を騙し取る手口です。
融資保証金詐欺	融資の際の保証金などを名目に現金を振り込ませる手口です。融資の勧誘方法には『ダイレクトメール』『電子メール』『雑誌広告』『チラシ』等があります。
架空請求詐欺	電子メールや電話等により、「有料サイトの未納料金が発生している」などと架空の事実を口実として料金を請求する手口です。若者から高齢者まで幅広い世代が被害に遭っています。
還付金等詐欺	市職員、社会保険庁職員、税務署員などを装って、『医療費』『年金』『税金』などの還付金があると偽ってATMへ行くように指示し携帯電話で連絡を取りながら、言葉巧みに振込みをさせる手口です。

※上記の手口は代表的な例であり、この他にもさまざまな手口が存在します。

⑤ 子どもに対する声かけ事案の発生認知件数は、ほぼ横ばい

本市における、子どもに対する声かけ事案の発生認知件数は、平成29年の46件から平成30年には減少しましたが、令和元年に再び増加しており、令和3年には53件と約15%増加しています。

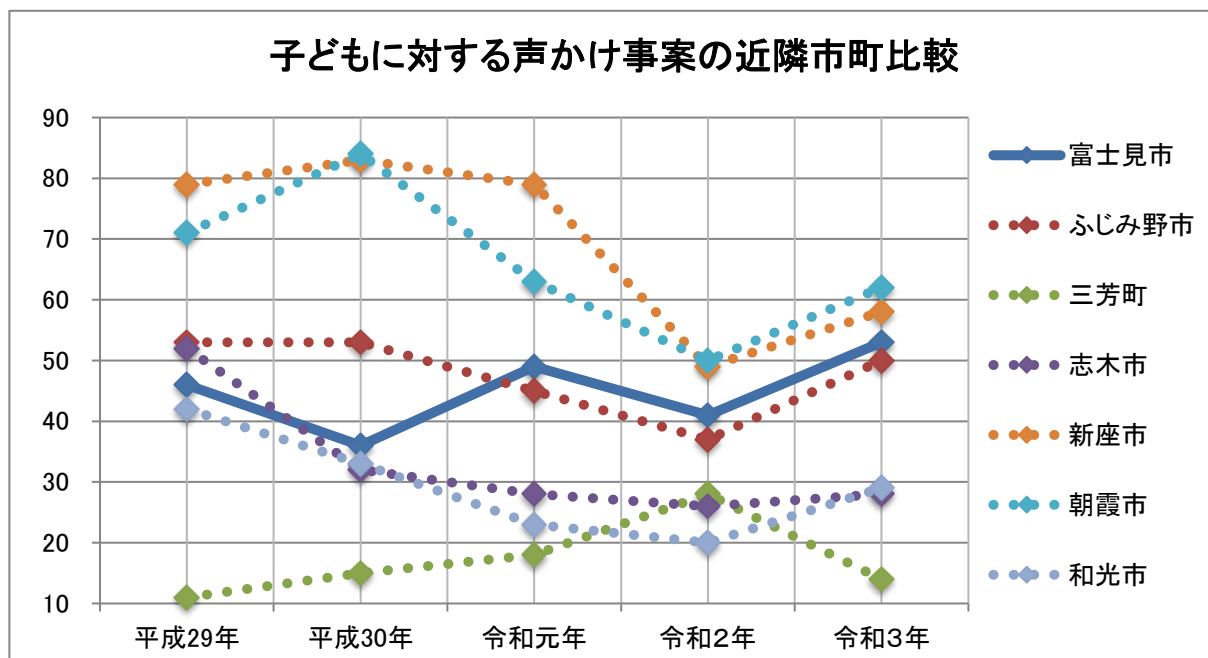
なお、埼玉県全体では、約9%減少（平成29年：3,318件→令和3年3,028件）しています。

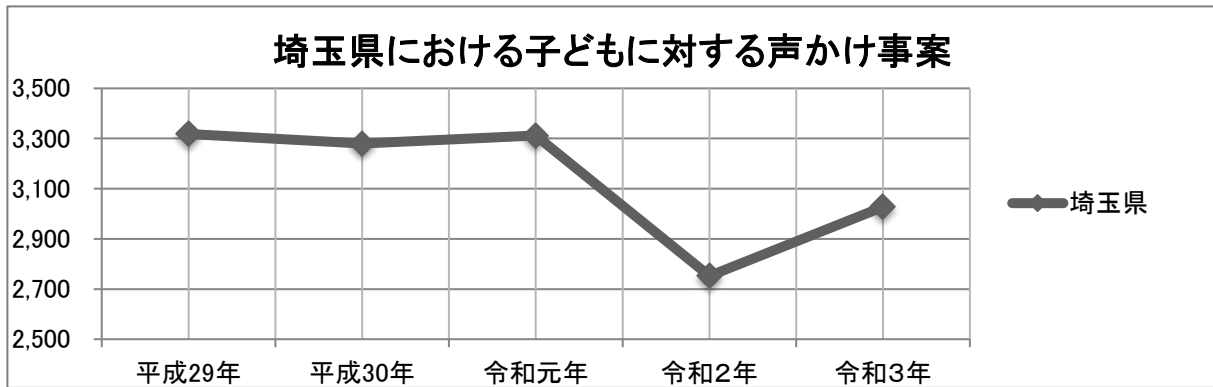
子どもに対する声かけ事案発生認知件数の推移

(単位：件)

自治体名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
富士見市	46	36	49	41	53
ふじみ野市	53	53	45	37	50
三芳町	11	15	18	28	14
志木市	52	32	28	26	28
朝霞市	71	84	63	50	58
新座市	79	83	79	49	62
和光市	42	33	23	20	29
埼玉県	3,318	3,280	3,312	2,752	3,028

子どもに対する声かけ事案の近隣市町比較





ここまでの表及びグラフは埼玉県防犯・交通安全課提供の資料および埼玉県警察ホームページ公開資料を基に作成

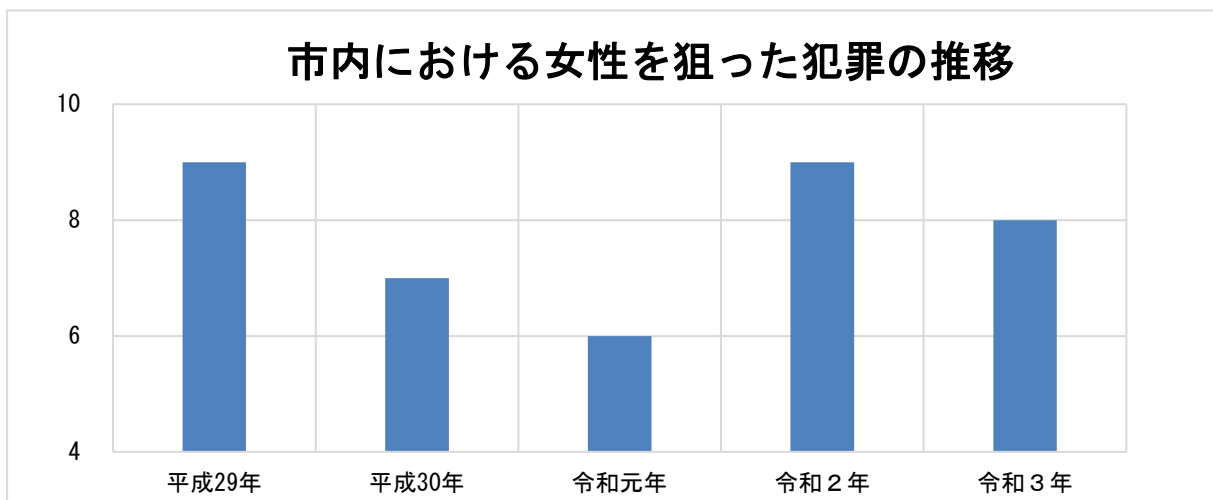
⑥ 女性を狙った犯罪の発生認知件数は、ほぼ横ばい

本市における、女性を狙った犯罪の発生認知件数は、平成29年の9件から増減を繰り返して、令和3年には8件に減少しています。

女性を狙った犯罪の認知件数推移

(単位：件)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
女性を狙った犯罪	9	7	6	9	8



表及びグラフは東入間警察署提供資料を基に作成

3 計画の見直しにあたり

① 富士見市第6次基本構想第1期基本計画との関係

富士見市第6次基本構想第1期基本計画においては、分野14「防犯・交通安全」、基本政策19「犯罪が起きないまちで生活ができる」を掲げ、令和7年度までに目指す姿を「市内犯罪率の減少」としています。

前述のとおり、防犯計画の取り組みは、犯罪率の減少に大きく貢献していることから、犯罪率の減少を目指す施策を推進します。

② 埼玉県防犯のまちづくり推進計画（令和2年度～6年度）との関係

埼玉県の計画においては、今後の課題として、「県民の防犯意識の向上」、「地域における犯罪抑止力の維持・向上」、「防犯に配慮した都市環境の整備」、「子供に対する犯罪等の防止」、「社会的な規範意識の向上」、「特殊詐欺被害防止対策の強化」、「女性を狙った性犯罪やストーカー等の防止」、「自転車盗の防止」、「県民に不安を与える犯罪への対策」、「過重な警察官の負担の軽減」の10点を掲げています。

本市においても、防犯意識の向上や犯罪被害を未然に防ぐために広報を通じた啓発を行うなど、埼玉県の計画との整合も図りながら、施策を推進します。

4 前期期間中の総括

防犯計画は「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」を基本方針とし、領域性、監視性、抵抗性の3要素を総合的に高めるための施策を推進しています。

町会を中心とした自主防犯組織による、日々の地域防犯パトロールや、青色防犯パトロール隊による年間394回（令和元年度・延べ回数）の見回り、警察と連携した街頭活動等をはじめとしたソフト面での取り組みと併せ、公園灯の設置や見通しを確保するための定期的な樹木の剪定、街頭防犯カメラの設置、防犯灯のLED化等のハード面双方の取り組みの成果、既述のとおり、中間期間において目標値を上回る犯罪率の減少が見られるなど、一定の成果が表れているものと考えます。

しかしながら、犯罪弱者と呼ばれる高齢者や子ども、女性を狙った犯罪への取り組みや、未だ市内の街頭犯罪の大部分を占めている自転車盗に対する取り組みを強化する必要があります。

前期期間中の取り組み一覧

地域防犯力の向上

- ・ 自主防犯組織による地域パトロールの実施
- ・ 自主防犯組織に対する、パトロール用品の配布
- ・ 地域パトロール実施者に対する市民活動保険の加入
- ・ 自主防犯活動リーダー講習会の開催
- ・ 自主防犯活動マニュアルの作成
- ・ 富士見市民青色防犯パトロール隊による定期的なパトロール
- ・ 青色防犯パトロールカーの維持管理
- ・ 青少年の健全育成を推進する団体によるパトロールの実施
- ・ 青少年の健全育成を推進する団体への活動補助
- ・ 学校、地域、保護者の連携による登下校時の見守り
- ・ 防災行政無線による見守りの呼びかけ

- ・ 小学校の新1年生全員に防犯ブザーを配布
- ・ 市内全小学校にスクールガード・リーダーを配置
- ・ 市内全小中特別支援学校校門付近への防犯カメラ設置

事業者の防犯対策の推進

- ・ 東入間防犯・暴力排除推進協議会による、年末防犯街頭キャンペーン等の啓発活動
- ・ 商店街による防犯カメラの設置補助
- ・ 商店街街路灯の使用に係る電気料金の全額補助
- ・ 商店街街路灯のLED化・修繕等の補助

防犯意識の高揚

- ・ 広報富士見6月号、12月号に「地域防犯ニュースひがしいるま」を掲載
- ・ 市ホームページで防犯に関する情報を継続的に発信
- ・ 東入間警察署との連携による、振り込め詐欺等被害防止の街頭キャンペーン

防犯環境の整備

- ・ 既設防犯灯のLED化（平成30年度完了）
- ・ LEDを使用した防犯灯の新設
- ・ 公園や公共施設、道路における樹木等の定期的な剪定、ごみ収集、草刈り、清掃、花壇の維持管理の実施
- ・ 遊具修繕等の実施
- ・ 富士見市空家等対策の推進に関する条例の制定・施行（平成29年6月）
- ・ 空家等実態調査を実施し、市内の空家等に関するデータベースを整備
- ・ 空家の除却に係る補助金の創設
- ・ 富士見市防犯カメラ等の設置及び運用に関する基本方針の制定（平成30年4月）

犯罪弱者対策

- ・ 市内各小中学校における防犯教室や不審者を想定した避難訓練の実施
- ・ 市内各小中学校における警察職員による非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催
- ・ 民生委員等による高齢者世帯訪問時の防犯意識啓発

- ・青色防犯パトロールカーによる振り込め詐欺等に関する注意喚起放送の実施
- ・警察からの要請による、防災行政無線を活用した振り込め詐欺等に関する注意喚起放送の実施
- ・女性カウンセラーによる女性相談を定期的に実施
- ・「地域防犯ニュースひがしいるま」や窓口チラシで女性が自ら自身を守るための防犯対策情報を発信

関係機関との連携強化

- ・警察、関係団体、庁内における情報共有
- ・重要犯罪情報の、状況に応じた提供・発信
- ・東入間防犯・暴力排除推進協議会への参加

後期期間における重点項目

防犯計画の見直しにあたり、以下の4点を重点項目とします。

① 特殊詐欺等被害防止の強化

特殊詐欺については、被害者の多くが高齢者で、被害金額も高額となっています。

また、これまでの手口に加え、最近では現金やキャッシュカードを直接手渡しさせたり、ATMに誘導した上で被害者自身にATMを操作させる等、多様化しています。

高齢者等に対する継続的な注意喚起や、被害防止のための啓発を実施していくほか、地域ぐるみで被害防止を促すなどの取り組みを推進します。

② 子どもに対する犯罪の防止

子どもに対する声かけ事案は、減少していません。

家庭や地域における青少年の健全育成のほか、学校における防犯教育を進め、犯罪者から自分自身を守る知識や能力を身につける取り組みを推進します。

③ 女性を狙った犯罪の防止

女性を狙った犯罪は、減少していません。

女性に対する暴力やストーカー等は、被害者の精神に大きなダメージを与える極めて悪質な犯罪であることから、女性が安心して暮らし、活躍する社会を構築するためにも、女性に対する暴力をなくす運動の取り組みを推進します。

④ 自転車盗の防止

刑法犯認知件数のうち、自転車盗は高い水準で推移しています。

被害状況を見ると、盗まれた自転車の約58%が無施錠であったことから、所有者の防犯意識の低さが見られます。

また、盗まれた場所については自宅、集合住宅等も多いことから、自転車が盗まれにくい環境整備、啓発を進めることも併せて必要です。

第2章 計画の基本方針と目標

1 犯罪を起こさせにくい環境づくりの推進

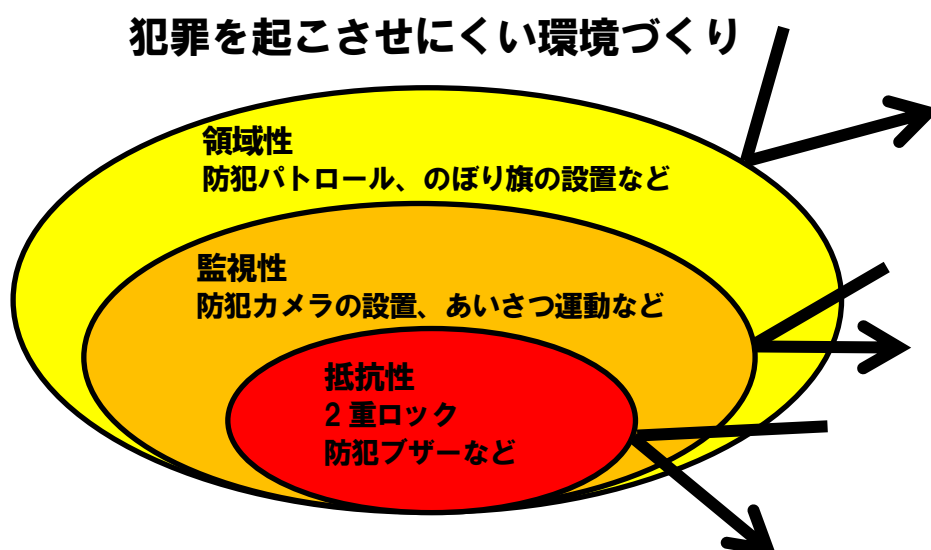
犯罪を防止し、安全で安心なまちづくりを推進するには、犯罪を起こさせにくい環境づくりが重要です。

また、子どもに対する声かけ事案をはじめ、主に高齢者を狙った特殊詐欺や女性を狙った犯罪の前兆事案についても、地域全体で防止していく必要があります。

そのためには、地域に犯罪を行おうとする者を入り込みにくくするための「領域性」、犯罪を思いとどまらせる「監視性」、犯罪に対し、自らを守る「抵抗性」をそれぞれ高めることが必要です。

「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方の下、後期期間においても防犯計画の基本方針を「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」と定め、富士見市第6次基本構想第1期基本計画に定める「犯罪が起きないまちで生活ができる」という基本政策達成に向け、市民自らが高い防犯意識と、市、市民団体、市民、事業者及び警察が連携し、助け合う意識を醸成します。

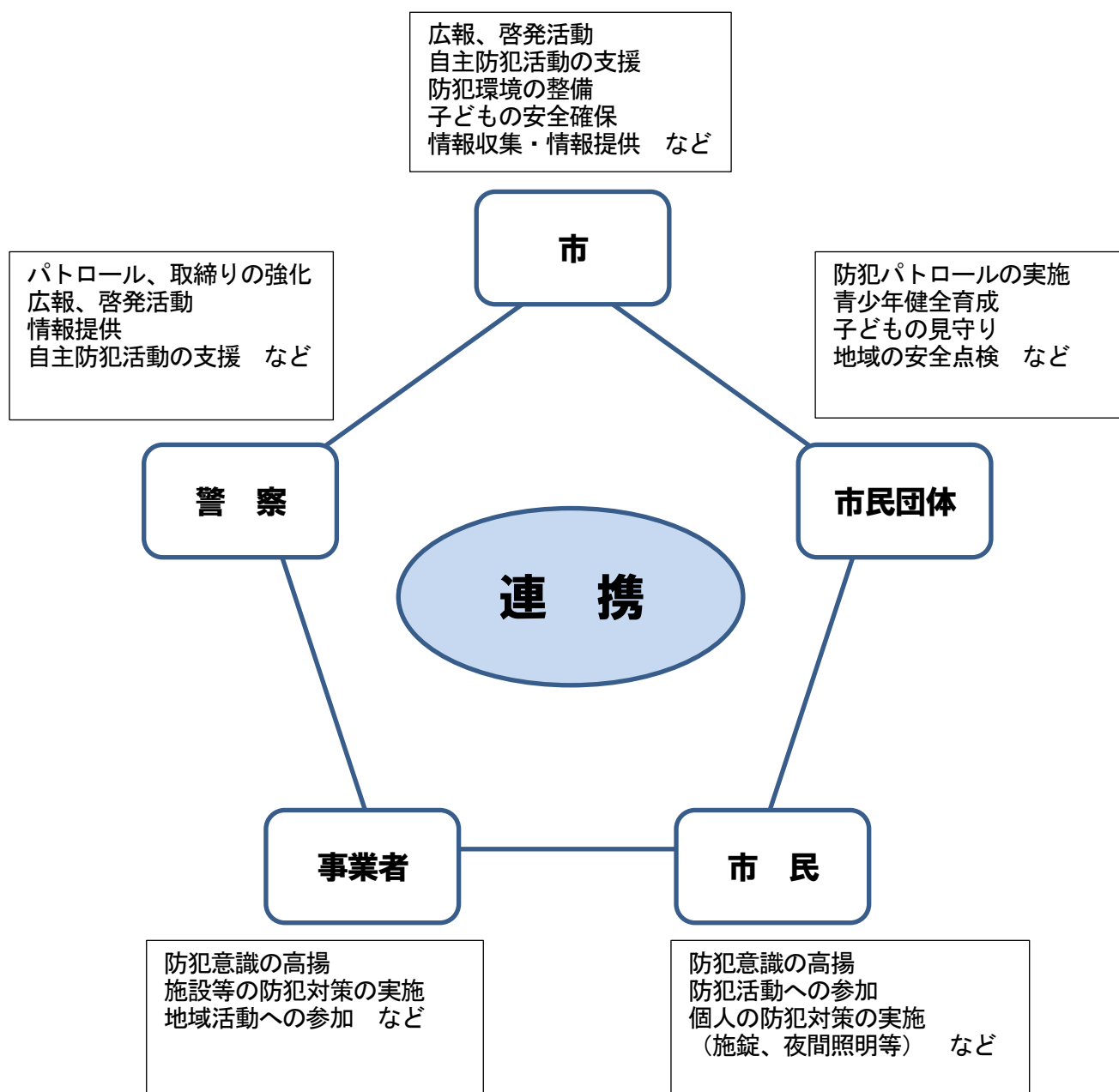
犯罪のない安全安心なまちづくりの推進



2 推進体制の整備

犯罪のない安全で安心なまちづくりは、市、市民団体、市民、事業者及び警察がお互いに連携、協力して一体となった活動が必要です。

市内の犯罪発生状況や生活環境の実態把握に努めるとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための推進体制を引き続き整備します。



3 目標の設定

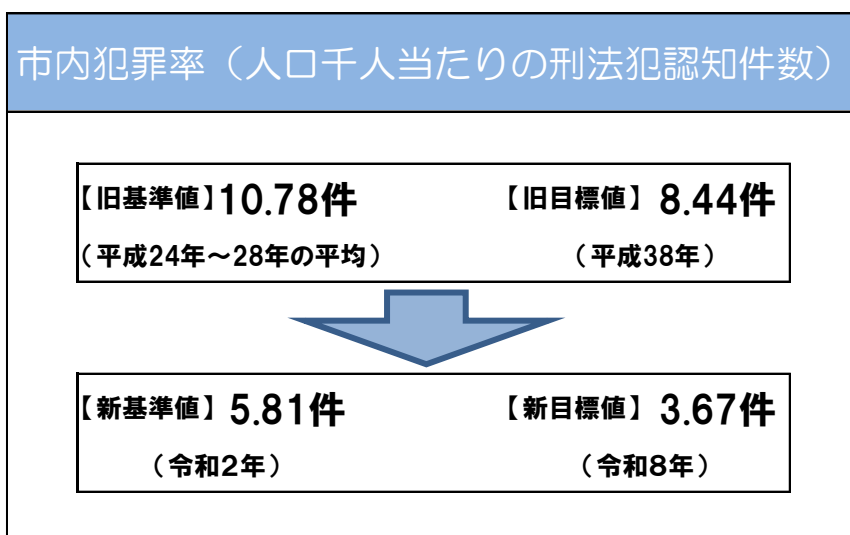
防犯計画は、基本方針である「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」達成に向け、市内犯罪率を数値目標として定めています。

当初の目標設定にあたっては、策定当時の犯罪率が増減していたこと等を考慮し、平成24～28年の平均値10.78件を基準として10年間で2.34件（年平均0.234件）を減少させる、8.44件を目標としました。

前期期間中、目標達成に向けた、防犯のまちづくりのための取り組みを実施したことにより、平成30年は7.78件、令和元年には7.58件と、目標を上回る減少となったことから、防犯計画の期間（平成29～令和8年度）における目標値を見直すこととしました。

新たな目標値設定の基準値については、新型コロナウイルス感染症のまん延による外出自粛等の影響が推測されますが、令和2年の実績値である5.81件としました。

前期期間中の平成29年から令和2年の実績（36.8%の減）を踏まえ、更なる「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」により令和8年の犯罪率を3.67件まで減少させることを目指します。この目標値は計画策定当初の基準値から約66%の減少となります。



4 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とします。

第3章 推進施策

1 防犯施策の体系について

施策の大柱

防犯計画の基本方針である、「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」のため、防犯施策の体系として、大柱、中柱、推進施策を定めています。

施策の推進にあたっては、第2章「2 推進体制の整備」でも示したとおり、市、市民団体、市民、事業者及び警察との連携、協力が重要であることから、施策体系を「市民協働の取り組み」と「市の施策」とに大別します。

市民協働の取り組み

市、市民団体、市民、事業者及び警察との連携、協力による施策を推進するため、市民協働の取り組みとして、「地域防犯力の向上」「事業者等の防犯対策の推進」を大柱とした施策体系を定めます。

	施策の大柱	施策の中柱	推進施策	領域性	監視性	抵抗性	主体	
市民協働の取り組み	I 地域防犯力の向上	(1) 自主防犯活動の推進	①自主的な防犯活動の推進	○	○		市民団体 市民 市	
			②リーダーの養成	○	○		市民団体 市民 市	
			③防犯活動ネットワークの構築	○	○		市民団体 市民 市	
		(2) 子どもの安全確保	①家庭・地域における青少年健全育成			○	○	市民団体 市民 市
			②通学路の安全対策の強化	○	○	○		市民団体 市民 市
		(3) 地域の防犯意識の醸成	①防犯意識の高揚		○	○	○	市民団体 市民 市

	Ⅱ 事業者の 防犯対策の 推進	(1) 事業者の 防犯対策の 推進	①従業員への 防犯知識の 普及・啓発	○	○	○	事業者
						市	
			②施設の防犯 対策	○	○	○	事業者
						市	

市の施策

市は「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」に向け、自分たちのまちは自分で守るといふ、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と、防犯に関する活動への推進支援や環境整備等の取り組みを進めるため、「防犯意識の高揚」「防犯環境の整備」「犯罪弱者対策」「関係機関との連携強化」を大柱とした施策体系を定めます。

	施策の大柱	施策の中柱	推進施策	領域性	監視性	抵抗性	主体
市の 施策	Ⅲ 防犯意識の 高揚	(1) 防犯意識 の高揚	①広報・啓発 活動の推進	○	○	○	市
	Ⅳ 防犯環境の 整備	(1) 安全な 地域環境の整備	①道路・公園等 公共施設の防犯 対策	○	○		市
			②空き家等の 適正な管理	○			市
		(2) 防犯機器 (防犯カメラ等) の普及と活用	①防犯カメラの 有効活用	○	○	○	市
			②その他の防犯 機器の普及	○		○	市
	Ⅴ 犯罪弱者 対策	(1) 子どもの 防犯対策	①学校における 防犯教育			○	市
		(2) 高齢者を 狙った特殊詐欺・ 悪質商法等対策	①特殊詐欺・ 悪質商法等対策	○		○	市
		(3) 女性を 狙った犯罪の 防止	①性犯罪やスト ーカー等の防止			○	市
		(4) 犯罪被害者 等への支援【新】	①犯罪被害者等 への支援【新】				市
	Ⅵ 関係機関との 連携強化	(1) 関連機関・ 団体との連携と 情報共有	①情報の収集と 提供	○			市

2 市民協働の取り組み

I 地域防犯力の向上

犯罪のない安全安心なまちづくりの原点は、「自分たちのまちは自分たちで守る」です。市民一人ひとりが防犯意識を持って行動することや、市民、事業者と市とが、お互いに連携、協力を深めながら一体となり、防犯活動を推進することが重要です。

指 標	現状値	目標値
市内街頭犯罪発生件数	209 (R 2)	132 (R 8)

※市内犯罪率の算定方法と同じ方法で算定しています。

(1) 自主防犯活動の推進

犯罪のない安全安心なまちづくりの実現を目指し、地域におけるリーダーを中心とした各種防犯パトロールや、防犯活動リーダーの養成と併せ、自主防犯組織相互の情報共有化を進めます。

① 自主的な防犯活動の推進 [領域性][監視性]	
市民団体 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯組織（町会等）によるパトロールの実施 ・ 危険箇所の安全点検の実施 ・ 青色防犯パトロールカーを用いたパトロールの実施 ・ ペットの散歩などと併せたパトロールの実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯組織に対する支援（防犯資機材の貸与や傷害保険加入） ・ 青色防犯パトロール講習会の開催
② リーダーの養成 [領域性][監視性]	
市民団体 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ リーダーの呼びかけや活動への積極的な協力
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ リーダー養成のための講習会の開催 ・ 広報等を通じてリーダーとしての自覚や周囲からの理解を高める
③ 防犯活動ネットワークの構築 [領域性][監視性]	
市民団体 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 自主防犯活動ネットワークへの参加
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 自主防犯活動ネットワークの開催

(2) 子どもの安全確保

子どもに対する声かけ事案や不審者から子どもたちを守ることと併せ、少年非行の低年齢化や凶悪化を防ぐためにも、家庭・地域の中での青少年の健全育成や学校における防犯教育、防犯機器等を活用した安全安心な環境整備を進めます。

また、子どもに対する声かけ事案への対応としての通学路の安全対策など、総合的な防犯対策に取り組みます。

① 家庭・地域における青少年健全育成 [監視性][抵抗性]	
市民団体 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の健全育成を推進する団体によるパトロールの実施 ・ 「子ども 110 番の家」活動の推進 ・ 家庭における子どもへの教育（社会の中でのマナー等）
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年健全育成推進団体に対する支援 ・ 関係団体や地域との協働
② 通学路の安全対策の強化 [領域性][監視性][抵抗性]	
市民団体 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯組織等と連携した見守り活動
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯ブザーの配布 ・ 登下校時の安全指導の実施 ・ 通学路の安全点検の実施 ・ スクールガード・アドバイザーやスクールガード・リーダーの配置 ・ 地域安全マップの作成 ・ 防犯環境の整備

(3) 地域の防犯意識の醸成

防犯意識の醸成を図り、「領域性」や「監視性」、「抵抗性」の強化を進めるためには、地域コミュニティ活動の活性化や市民一人ひとりの防犯意識の高揚が重要です。犯罪予防のため、市民一人ひとりの防犯意識を高める施策に取り組みます。

① 防犯意識の高揚 [領域性][監視性][抵抗性]	
市民団体 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の身の回りの防犯対策（センサーライトや二重ロック等による防犯に配慮した住まいづくり） ・ 地域の清掃活動やあいさつ運動を通じたコミュニティの醸成 ・ 防犯灯、通学路などの安全点検
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ よろず防犯教室の開催【新規】

Ⅱ 事業者の防犯対策の推進

事業者の地域における防犯活動への影響は大きいことから、地域における防犯活動を推進するためには、事業者の防犯意識を高めることと併せ、地域一体となって活動を推進していくことが重要です。

指 標	現状値	目標値
事業者向け講習会の参加事業者数	0 (R 2)	20 (R 8)

(1) 事業者の防犯対策の推進

事業者が、地域と一体となった防犯活動を推進するため、事業活動に関し犯罪の防止に必要な措置を講ずるなどの防犯対策を行うとともに、従業員、施設も含めた取り組みが重要です。

① 従業員への防犯知識の普及・啓発 [領域性][監視性][抵抗性]	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯講習会の開催（従業員対象） ・ 「子ども 110 番の家」活動への協力 ・ 東入間防犯・暴力排除推進協議会による年末防犯キャンペーン等への参加
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯講習会の開催（従業員対象）への支援【新規】 ・ 東入間防犯・暴力排除推進協議会による年末防犯キャンペーン等への参画
② 施設の防犯対策 [領域性][監視性][抵抗性]	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラの設置や防犯灯の整備など、防犯に配慮した施設や設備等の整備 ・ 施設内駐車場、駐輪場における防犯対策の強化【新規】
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対する防犯に配慮した施設や設備等の重要性・必要性についての広報・啓発 ・ 警察等と連携した自転車の施錠を促す広報・啓発

3 市の施策

Ⅲ 防犯意識の高揚

犯罪を防止するためには、市民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要です。

指 標	現状値	目標値
日頃から防犯を心掛け、対策している市民の割合 (We bアンケート)	63.8% (R 2)	75.0% (R 8)

(1) 防犯意識の高揚

高齢者を狙った振り込め詐欺をはじめ、複雑多様化する詐欺の被害を減らすことと併せ、犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要です。

防犯に対する正しい知識と情報の共有化を進めるなど、個人の「抵抗性」の強化により、市民一人ひとりが自主的に防犯対策を行うための施策を推進します。

① 広報、啓発活動の推進 [領域性][監視性][抵抗性]	
市	<ul style="list-style-type: none">・ 広報富士見、市ホームページ、電光掲示板、各種SNSへの掲載・ 出前講座による啓発・ 埼玉県公式スマートフォンアプリ「ポケットブックまいたま」の「安心・安全」機能の活用啓発・ 防災行政無線等を活用した市民への呼びかけ・ 自主防犯組織、事業者と連携した街頭キャンペーン・ 啓発品の配布・ 自転車防犯対策の啓発

IV 防犯環境の整備

犯罪を防止するためには、犯罪を行う機会を与えないことが重要です。

市では、犯罪を起こさせにくい環境整備を進めるとともに、ICT（情報通信技術）を活用した防犯の取り組みについて研究を進めます。

指 標	現状値	目標値
市内街頭犯罪発生件数（自転車盗）	174（R2）	110（R8）

※市内犯罪率の算定方法と同じ方法で算定しています。

（1）安全な地域環境の整備

安全で安心なまちづくりを進めるためには、犯罪を行う機会を与えない環境を整備することが重要です。

市では、道路、公園などの公共施設での犯罪を起こさせにくい環境の整備を推進します。

① 道路、公園等公共施設の防犯対策 【領域性】【監視性】	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯のLED化 ・公園灯の設置や見通しを確保するための定期的な樹木の剪定 ・商店会が管理する街路灯に関する支援 ・市営駐車場、駐輪場における防犯対策の強化
② 空家等の適正な管理 【領域性】	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等の所有者等に対する適正な管理を促すための制度周知

（2）防犯機器（防犯カメラ等）の普及と活用

「監視性」を確保するためには、防犯パトロールなどのソフト面の防犯対策に加え、犯罪の抑止効果が期待される防犯カメラ等の防犯機器を活用したハード面の防犯対策の整備、普及を進めることが重要です。

市では、設置している防犯カメラの有効な活用と併せ、地域団体による防犯カメラ設置の支援、その他防犯機器の活用のための施策を推進します。

① 防犯カメラの有効活用 【領域性】【監視性】【抵抗性】	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの設置 ・地域団体（町会、商店会等）による防犯カメラ設置への支援
② その他の防犯機器の普及 【領域性】【抵抗性】	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯機器による効果の周知、普及のための啓発

V 犯罪弱者対策

高齢者や子ども、女性などいわゆる犯罪弱者と呼ばれる方々を犯罪被害から守るとともに自らの安全を確保していく上での必要な知識、ICTの普及によるインターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を悪用した犯罪者から身を守るための知識の普及や啓発に取り組みます。

また、犯罪の被害に遭われた方々が再び平穏な生活を営み、安心して地域で暮らせるよう、心無い誹謗中傷等による二次的被害への対策に取り組みます。

指 標	現状値	目標値
防犯に関する市民向け講演会の支援回数	1回（H29）	5回（R8）

（1）子どもの防犯対策

安全で安心なまちづくりには、未来を担う子どもたちを犯罪者から守るとともに、犯罪者から自分自身を守る知識や能力を身につけさせることが重要です。

市では子どもたちを犯罪から身を守るための防犯教育・非行防止教室を通じて、犯罪を防ぐ知識の普及や啓発に取り組みます。

① 学校における防犯教育【抵抗性】

市	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒が自分の安全を守る能力を高める防犯教育の実施 ・防犯意識や非行防止に関する教育の実施
---	---

（2）高齢者を狙った特殊詐欺・悪質商法等対策

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や、販売者が不当な利益を得る社会通念上問題のある悪質商法による被害は依然として多く確認されており、その大半を占めている高齢者を被害から守る必要があります。

市では、高齢者の見守り活動時など防犯意識の啓発に取り組みます。

① 特殊詐欺・悪質商法等対策【領域性】[抵抗性]

市	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員等による高齢者世帯訪問時における啓発 ・青色防犯パトロールカーによる巡回放送 ・防災行政無線を活用した注意喚起 ・警察と連携した街頭活動 ・市民による特殊詐欺・悪質商法等対策に対する支援 ・自主防犯組織、地域と一体となった啓発活動【新規】
---	---

(3) 女性を狙った犯罪の防止

女性が安心して暮らし、いきいきと活躍できる社会を構築するためにも、女性を狙った犯罪から守っていくための取り組みを強化する必要があります。女性に対する暴力は、精神的にも大きなダメージを与える極めて悪質な犯罪であり、また、ストーカー等は、時に重大事件に発展してしまう場合があります。

市では、女性が自らを犯罪から守るための知識や女性に対する暴力をなくす運動についての周知や啓発に取り組みます。

① 性犯罪やストーカー等の防止【抵抗性】

市	<ul style="list-style-type: none">・女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）の実施【新規】・女性を狙った犯罪についての啓発
---	--

(4) 犯罪被害者等への支援【新規】

犯罪被害者等の多くは、その権利が尊重されているとは言い難い現状があります。犯罪の被害に遭われた方々が再び平穏な生活を営み、安心して地域で暮らせるようになるため、その方々の置かれた状況や心情に配慮した行政手続きの支援や、心無い誹謗中傷等による二次的被害への対策が必要であることから、相談窓口をはじめとした支援を行います。

① 犯罪被害者等への支援【新規】

市	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等支援総合的対応窓口の設置・市ホームページ、リーフレット等による各種相談窓口や二次的被害防止の周知啓発・関係機関との連携
---	--

VI 関係機関との連携強化

犯罪のない安全安心なまちづくりを推進するためには、市、市民団体、市民、事業者及び警察が相互に連携し協力することが重要です。

指 標	現状値	目標値
他団体との連携した活動の回数	8回 (R 2)	15回 (R 8)

(1) 関係機関・団体との連携と情報共有

犯罪のない安全安心なまちづくりを推進するため、市民団体、市民、事業者及び警察やその他の関係機関・団体と日頃から情報の共有や提供を行うなど、団体間の連携を強化します。

① 情報の収集と提供 [領域性]	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、関係団体、庁内における情報共有 ・重要犯罪情報の状況に応じた提供、発信 ・(仮称) 自主防犯活動ネットワークの開催 (再掲) ・東入間防犯・暴力排除推進協議会への参加



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



富士見市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



資料編

富士見市安全安心なまちづくり防犯条例

平成19年3月27日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）の基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び土地建物所有者等（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、市及び市民等が、それぞれの役割の下に、相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、自らが安全に心掛け、地域の防犯活動を推進するとともに、市が推進する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し犯罪の防止に必要な措置を講ずるとともに、市が推進する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念に基づき、その土地又は建物その他の工作物に係る安全確保のための必要な措置を講じ地域における防犯活動を推進するとともに、市が推進する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画の策定等)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 安全で安心なまちづくりに関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ市民等の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(施策に係る基本事項)

第9条 市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を策定し、及び推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的に行うものとする。

- (1) 防犯に対する意識の啓発
- (2) 市民等による自主的な防犯活動に対する支援
- (3) 犯罪のない地域社会の実現に向けた環境の整備
- (4) 市内の学校等における児童、生徒等の安全及びこれらの者の通学時等における安全の確保
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項の施策の策定及び推進に当たっては市民等の意見を反映させるとともに、

市民等と協働して取り組むものとする。

(関係機関等との連携)

第10条 市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するに当たっては、国、県、警察署及びその他関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。

(推進体制の整備)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市及び市民等が相互に連携し、及び協力することができる推進体制を整備するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

富士見市安全安心なまちづくり防犯推進庁内委員会設置要領

(設置)

第1条 防犯に関する施策を推進するため、富士見市安全安心なまちづくり防犯推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防犯事業の推進に関すること。
- (2) 防犯に関する情報の交換に関すること。
- (3) 富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防犯に関して必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 危機管理課長
- (2) 秘書広報課長
- (3) 政策企画課長
- (4) 協働推進課長
- (5) 人権・市民相談課長
- (6) 福祉政策課長
- (7) 産業経済課長
- (8) 環境課長
- (9) 都市計画課長
- (10) 道路治水課長
- (11) 建築指導課長
- (12) 生涯学習課長
- (13) 学校教育課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は協働推進課長をもって充て、副委員長は、委員長の指名によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は委員会の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月19日から施行する

富士見市安全安心なまちづくり防犯推進市民懇談会開催要領

(趣旨)

第1条 本市における犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するにあたり、広く市民の意見を求めるため、富士見市安全安心なまちづくり防犯推進市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 市民懇談会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 富士見市安全安心なまちづくり防犯条例（平成19年条例第19号。以下「条例」という。）第8条第1項の推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市民懇談会の規模は、7人程度とし、次に掲げる者のうちから期間を定めて参加を求めるものとする。

- (1) 教育関係団体が推薦する者
- (2) 町会等の地域活動を行う団体が推薦する者
- (3) 青少年の健全育成を行う団体が推薦する者
- (4) 商工活動を行う団体が推薦する者
- (5) 社会福祉活動を行う団体が推薦する者
- (6) 市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 市民懇談会に当該市民懇談会を進行する座長1人を置く。

(開催)

第5条 市民懇談会は、市長が招集し、開催する。

(庶務)

第6条 市民懇談会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月23日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

富士見市安全安心なまちづくり防犯推進市民懇談会の経過

1. 参加者

	区分	所属	氏名
1	教育関係団体が推薦する者	富士見市校長会	藤井 文則
2	町会等の地域活動を行う団体が推薦する者	富士見市町会長連合会	関本 忠男
3	青少年の健全育成を行う団体が推薦する者	富士見市青少年育成市民会議	高野 路子
4	商工活動を行う団体が推薦する者	富士見市商工会	羽石 裕子
5	社会福祉活動を行う団体が推薦する者	富士見市社会福祉協議会	富田 實
6	市民	公募市民	高橋 さかえ
7	市民	公募市民	清水 中夫
8	市民	公募市民	吉原 智博

2. 会議の経過

	開催日	概要
第1回	令和3年10月26日	富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画の中間見直しについて
第2回	令和3年11月26日	富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画の中間見直しについて
第3回	令和4年3月16日	富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画の中間見直しについて

富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画

平成29年4月

令和4年3月見直し

発行 富士見市 協働推進部 協働推進課

〒354-8511

埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

電話 049-251-2711 (代表)